

菊川市個別避難計画作成の手引き
～地域の避難支援等関係者向け～
(自主防災会、自治会、民生委員・児童委員)

令和 7 年 3 月

菊川市健康福祉部福祉課

目次

本手引きの目的	2
基礎知識編（用語の説明）	2
個別避難計画作成のポイント	4
作成の流れ	5
各STEPの取り組み方法	5
STEP 1 事前準備	5
STEP 2 対象者の確認	6
STEP 3 聞き取り・計画作成	7
STEP 4 計画の提出・共有	7
STEP 5 避難訓練・計画の見直し	8
よくある質問	9
個人情報の取り扱い	11
行政と福祉専門職で計画作成を進める方法	12
お問合せ先　～お気軽におたずねください～	12
個別避難計画様式	13

本手引きの目的

この手引きは、地域の避難支援等関係者をはじめとする、地域住民全体の避難支援体制づくりに関わる方が、個別避難計画を作成する場合の手順について説明しています。

菊川市では、地域の実情に応じた避難支援体制づくりを進めていくために「菊川市防災ハザードマップ」を各戸に配布していますので、あわせて活用してください。

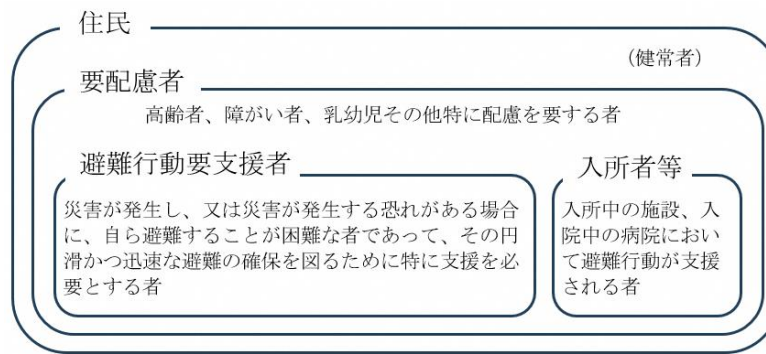
基礎知識編（用語の説明）

◎避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、高齢や障がい、難病などの理由で、災害が起きた時に自力で避難することが困難な方になります。本市では下記②の方が対象となります。

①要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、性的マイノリティの者、日本語が理解できない外国人、旅行者等
②避難行動 要支援者	上記の要配慮者中、生活の場が自宅の者（施設入所者は対象外）で、自ら避難することが困難であり、避難所への避難行動の際に周囲の支援を要する者 【菊川市の避難行動要支援者名簿該当要件】 (1) 要介護度が3以上と認定されている者 (2) 身体障害者手帳の1級・2級を所持する者 (3) 療育手帳のA（A1・A2・A3）を所持する者 (4) 精神障害者保健福祉手帳の1級・2級を所持する者 (5) 75歳以上の高齢者のみで構成された世帯の者 (6) (1)～(5)の項目に準じる状態にある者などで避難支援を希望する者

※ 住民、要配慮者（避難行動要支援者）の概念

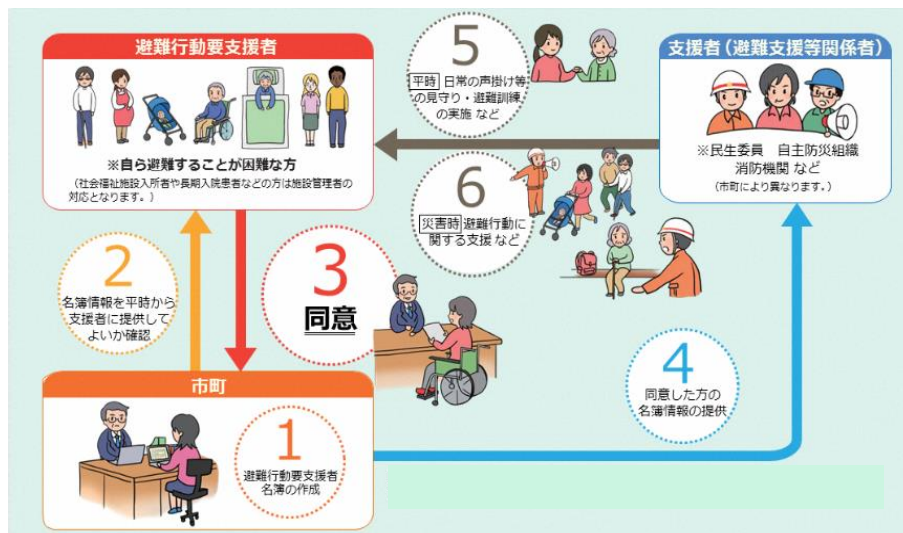


◎ 避難行動要支援者名簿

菊川市では、災害時に支援対象者として安否確認などの必要な支援を行うため、対象となる避難行動要支援者の名簿を作成しています。対象者のうち、支援に関する個人情報に関係機関に提供することに同意を得られた方については、名簿を地域の避難支援等関係者と共有しています。

また、災害時には、同意の有無にかかわらず、名簿を安否確認などに活用します。

※ 避難行動要支援者名簿作成のイメージ図



◎ 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、避難行動要支援者を普段から見守り、災害時には、できる範囲で情報の伝達や安否確認、避難誘導などの支援を行う者のことをいいます。

◎個別避難計画

個別避難計画とは、一人では災害時に避難行動が困難な避難行動要支援者ごとに作成する、災害時における避難支援を行うための計画です。

全国各地で大規模な災害が頻繁に発生しており、多くの高齢者や障がいのある方などのいわゆる「災害弱者」が被害を受けられていることから、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

<個別避難計画に記載する事項>

- ・ 基本情報（氏名・生年月日・性別・住所・連絡先）
- ・ 避難支援等を必要とする理由
- ・ 避難支援等関係者（避難支援をする人）の氏名・住所・連絡先
- ・ 避難場所及び避難経路に関すること



いつ、どこに、だれと、どのように避難するかを定めるものです。

個別避難計画作成のポイント

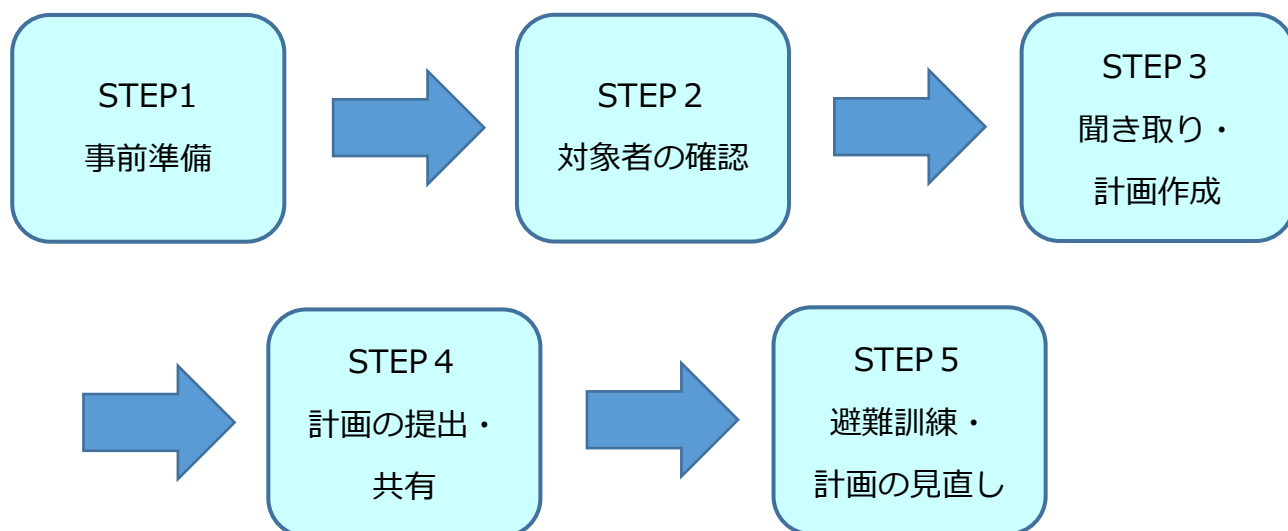
地域で個別避難計画の作成に取り組む場合、最初から完成形を目指すのではなく、まずは避難行動要支援者と避難支援等関係者（個別避難計画作成に関わる方）との「顔の見える信頼関係づくり」から始めましょう。

そして、いつ、どこに、だれと避難するか考える「マイ・タイムライン」の作成などを通じて個々の課題を整理し、「必要な支援は何か」を考えていくことが必要です。

<マイ・タイムラインとは>

大雨や台風などの風水害に備えて、一人ひとりの自宅や家族・生活の状況にあわせた避難行動を考えておくものです。避難指示の段階に応じて、避難開始のタイミングや避難場所を予め決めておくことで、いざという時に慌てずに行動できるようにする取り組みです。

◎作成の流れ



◎各STEPの取り組み方法

STEP 1 事前準備

地域の災害リスクを知り、避難計画作成の進め方を考えましょう

対象者がお住まいの地域・場所によって受ける災害のリスクは異なります。菊川市防災ハザードマップや、避難行動要支援者のお宅の周りを確認し、どのような災害のリスクがあるかを避難支援等関係者の皆さんで確認しましょう。

地域によって、既に防災や災害時の避難に関する取り組みがあると思いますので、既存の体制や状況を確認し、個別避難計画作成の考え方や役割分担について話し合しましょう。

その際には、市民一人ひとりが災害時の避難行動を考える「マイ・タイムライン」の作成が有効です。個別避難計画の作り方のイメージがわからない、どう進めてよいかわからない場合は、プラザけやき内菊川市福祉課社会福祉係(☎37-1123)までご相談ください。

STEP 2 対象者の確認

避難行動要支援者名簿をもとに、作成対象者を確認しましょう

菊川市から情報提供している避難行動要支援者名簿をもとに、作成対象者を確認し、作成の優先度を考えましょう。避難行動要支援者名簿に登録されている方について、優先順位を定め、順次作成していくことになります。

<作成優先度を決める3つのポイント>

- ・住んでいる場所の災害リスクが高い（浸水想定区域・土砂災害警戒区域）
- ・対象者の心身の状況（障がいの重さや、要介護の状態による避難行動の有無）
- ・避難支援等関係者の有無（独居または家族・親族の支援が期待できない）

避難に支援が 必要な目安		地 域 の 災 害 リ ス ク		
		高	中	低
重 度	避難生活に専門 的な支援が必要 な方（入院や施設 入所も検討）	【公助中心】 ○専門職が対応しないと避難誘導が困難 ○住民だけでの対応が困難		○個別避難計画 の作成優先度 は低いが、避 難・避難支援に ついて、備えて おくことが大 切
中 等 度	一般の避難所で の生活が困難（福 祉避難所の利用 を検討）	【自助・共助中心】 ○地域の支え合いで対応していく ことが必要 ○個別避難計画の作成による備えが有効		
軽 度	一般的な支援や 見守りで生活が 可能（一般の避難 所・在宅での生活 を検討）			

STEP 3 聞き取り・計画作成

作成対象者本人やご家族に聞き取りして、計画を作成しましょう

本人やご家族への説明を行い、日頃の生活の様子や心身の状況について、可能な範囲で聞き取りをお願いします。

聞き取っていただく内容は、避難行動要支援者名簿に掲載されている内容を具体的に聞いてみるなど、聞きやすい内容について互いの理解を深めるために行ってください。

聞き取った内容は、個別避難計画の様式にわかる範囲で記入していきます。記入は、避難支援等関係者だけでなく、本人やご家族、福祉専門職などが記入しても構いません。

<本人や家族への説明の一例>

「近年、自然災害が多発しており、南海トラフ巨大地震などでの大きな被害が予想されています。災害時に高齢者や障がいのある方が自分の命を守り、安全に避難ができるようにするための取り組みを行っています。皆様のご協力をお願いします。」

STEP 4 計画の提出・共有

個別避難計画を避難行動要支援者本人や関係者と共有し、
写しを市に提出してください

計画を作成したら、写しをプラザけやき内菊川市福祉課社会福祉係に提出してください。提出した個別避難計画は、避難行動要支援者またはご家族の同意を得たうえで、避難支援等関係者や個別避難計画書に記載されている支援支援等実施者同士で共有しましょう。

原本は本人に保管していただき、災害が発生した時や災害の発生が予想される時に、すぐに確認できるようにすることが必要です。記載されている内容について、対象者個人の気持ちを汲みながら、互いの理解を深めるために聞き取りを行ってください。

STEP 5 避難訓練・計画の見直し

計画を作成したら、次の取り組みをしてみましょう

<避難訓練の実施>

作成した個別避難計画に沿って、実際に避難場所まで避難するなど、地域で行う防災訓練に避難行動要支援者（参加可能な方）と一緒に参加してみましょう。実際に避難行動を起こしてみることで、計画の内容検証となり、課題点や新たな気づきにつながる可能性があります。

<計画の見直し・更新>

個別避難計画は一度作成したら完了ではありません。避難行動要支援者本人の心身や生活の状況が変わると、必要な支援も変わります。また、地域の避難支援等関係者やご家族の状況により、避難支援等関係者が変更となる場合もあります。必要に応じた計画の見直しや、計画を更新することが、避難行動要支援者が必要な支援を受けるために重要であると言えます。

よくある質問

＜Q 1＞避難行動要支援者名簿は、どこまで共有しても良いのですか？

名簿の共有範囲は、菊川市から配布している自主防災会（自治会）においては、実際に救助や避難支援を実施する者（役員・班長など各自主防災会により指定された者）を想定しています。しかし、個別避難計画作成や地域の避難支援体制を考えると、避難支援等関係者として活動する者については、個人情報の取り扱いに注意しながら、対象者に説明して同意を得たうえで、適切な管理を行いながら情報共有を行う必要があります。

＜Q 2＞名簿の情報だけでは心身の状況や支援者の有無が分からない場合、どのようにして優先度を決めれば良いですか？

STEP 3 の聞き取りを、避難行動要支援者やご家族に行うことで、心身の状況や支援者の有無が判明することが想定されます。市のハザードマップを確認し、災害時に避難できない危険性がある場所に居住し、心身の状況や、高齢者独居など一人では避難困難な方が作成の優先順位が高いと考えられますが、避難行動要支援者への聞き取りなどにより、地域の実情や支援体制に合わせて進めていく必要があります。

＜Q 3＞名簿に記載されていないが、支援が必要と思われる方がいる場合、どのように対応すれば良いですか？

個別避難計画の作成は、避難行動要支援者名簿の掲載（支援に関する個人情報開示）に同意していることが条件となりますので、まずは名簿掲載への同意をお願いし、その後個別避難計画を作成することになります。

同意確認は、プラザけやき内菊川市福祉課社会福祉係（☎37-1123）が担当しておりますので、お問い合わせください。

<Q4> 要支援者と初めて話すことになり、聞き取りが上手くできるか不安です。どのように対応すれば良いですか？

避難行動要支援者の心身の状況や生活状況を聞き取るには、本人との信頼関係が必要となります。最初から全ての項目を聞き取ろうと思わず、まずは気軽に会話のできる「顔の見える信頼関係づくり」を行いましょう。作成を急がず、避難行動要支援者の状態を理解することが必要です。

また、介護保険サービスや障がい者福祉サービスを利用されている場合、担当のケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職が訪問していますので、連携を取りながら協力し、情報共有を図ることも有効です。

<Q5> 災害時の避難支援等関係者はどのように決めたら良いですか？

各地域の避難支援体制によって、避難支援等関係者（支援協力者）がなかなか見つからない場合も想定されます。1人の個人を避難支援等関係者と決めることが難しい場合は、自治会の班や自主防災組織などの団体名を記入する形でも構いません。

災害が起こった時、避難支援等関係者も自らの安全を確保することが必要であり、個別避難計画は必ず支援することを保証するものではありません。また、災害時において避難行動要支援者の支援を行うことができなかった場合でも、支援協力者は法的な責任を負うものではありません。その事を支援される方と支援する方の双方が理解し、同意の上で個別避難計画作成に取り組んでいくことが必要です。

地域の中での普段の見守りや交流が、災害時に役立つこととなりますので、まずは声掛けや訪問など、お互いにできることから進めて行きましょう。

＜Q6＞計画の全ての項目を埋めることができません。

記入項目には空欄があっても大丈夫です。個別避難計画は全ての項目を記入して完成させることだけが目的ではなく、避難行動要支援者本人と避難支援等関係者が災害時の行動や支援について一緒に考え、話し合うことが出来る関係性を構築することに意義があります。計画の早期作成にとらわれず、可能な範囲で聞き取りをしたり、話し合っ一緒に考えたりした内容を確認して、計画作成を進めてください。その後、避難訓練の結果や見直しにより、更新を行うことになります。

個人情報の取り扱い

避難行動要支援者名簿や個別避難計画には、氏名、生年月日、性別、連絡先や支援を必要とする理由など、重要な個人情報が記載されています。これらの情報は、避難行動要支援者本人の同意を得て、災害に備える目的で提供しているものです。取り扱いには各支援機関においてルールを定めて、目的外に使用されることが無いように管理をお願いします。役割の交代などで、知りえた個人情報は避難支援等関係者以外に漏れることが無いように適切な引継ぎをお願いします。

＜個人情報取り扱いのルール（例）＞

- ・ 個人情報を保管・共有する人と保管する場所を決める。
- ・ 個人情報を取得するときは、使用目的を本人に説明する。
- ・ 本人の同意が得られた範囲内で、支援に必要な情報のみを取得する。

行政と福祉専門職で計画を進める方法

菊川市では、個別避難計画の作成方法について、この手引きで説明している地域の避難支援等関係者による作成のほか、行政と福祉専門職による計画の作成も推進しています。介護度が重く、寝たきりの方や、医療機器（人工呼吸器等）を使用されている方など、作成優先度の高い方を抽出し、市役所内の関係課や福祉専門職の協力を得ながら作成していく方法です。これらの方の計画作成においても、災害時の避難行動を検討し、避難支援を行う際には地域の避難支援等関係者の協力が必要不可欠です。計画作成の過程において、行政や福祉専門職から協力の相談をお願いする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

お問合せ先 ～お気軽におたずねください～

内容	担当課	電話番号
避難行動要支援者名簿・個別避難計画に関すること	健康福祉部 福祉課 社会福祉係（プラザけやき内）	0537-37-1123
防災・災害対策に関すること	危機管理部 危機管理課 防災計画係	0537-35-0923

<様式－表－>

個別避難計画				作成日	令和	年	月	日
				変更日	令和	年	月	日
				変更日	令和	年	月	日
基本情報	(ふりがな)				性別			
	氏名							
	住所							
	生年月日							
	血液型							
	電話番号			同居家族				
	携帯電話			ペット				
	指定避難場所			自治会				
	小学校区			班				
利用中の医療福祉サービス								
緊急連絡先	①	氏名			続柄			
		住所			電話番号			
					携帯番号			
	②	氏名			続柄			
		住所			電話番号			
					携帯番号			
要援護区分	介護認定状況							
	介護認定期間							
	療育手帳			精神手帳				
	身障手帳							
避難時に必要な配慮	情報伝達が困難		音が聞こえない（聞き取りにくい）					
			言葉や文字の理解がむずかしい					
	自力避難が困難		立つことや歩くことができない					
			物が見えない（見えにくい）					
			危険なことを判断できない					
			顔を見ても知人や家族とわからない					
			医療機器の装着等をしている					
	避難生活が困難		食事、トイレ、入浴などの介助が必要					

<様式－裏－>

避難支援等実施者	①	氏名		関係	
		住所		電話番号	
				携帯番号	
	②	氏名		関係	
		住所		電話番号	
				携帯番号	
	③	氏名		関係	
		住所		電話番号	
				携帯番号	
支援項目		☐ 声かけ ☐ 避難誘導 ☐ 移動支援 ☐ その他（ ）			

避難場所	風水害	避難先		距離	
		移動手段		移動時間	
	地震	集合場所		距離	
		移動手段		移動時間	

避難経路図や居所の見取り図など	
-----------------	--

この個別避難計画の内容について、自主防災組織（自治会）、菊川市、居宅介護支援事業所（相談支援事業所）等の関係機関に提供することを了承します。					
令和	年	月	日	氏名	
				（代理記入者）	（続柄）